	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ) 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ) の施設基準に係る届出書添付書類 (新規・3、6、9、12月の区分変更)
1	保険医療機関コード
	保険医療機関名
2	届出を行う評価料
	□ 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)
	□ 歯科外来·在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)
3	該当する届出
	算出を行う月(通知別表7を参照)
	□ 新規 □ 区分変更
	※ 新規の場合、届出月以前で最も近い月をチェックすること。
	※ 例えば令和6年6月より算定を開始する場合、令和6年3月に算出を行う。
4	対象職員(常勤換算)数
	人
	※ 原則2以上であるが、以下の項目に該当する場合はその限りではない。
	対象職員(常勤換算)数が2.0人未満の場合、特定地域(※)に所在する保険医療機関に該当するか。
	※「基本診療料の施設基準等」別表第六の二に掲げる地域
5	社会保険診療等に係る収入金額(※)の合計額が、総収入の80/100を超えること。
	※【記載上の注意】3を参照
6	対象職員の給与総額、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等により算定される点数の見込み、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)
	等の区分の上限を算出する値(【B】)
	(1)算出の際に用いる「対象職員の給与総額」等の期間
	①算出の際に用いる「対象職員の給与総額」の対象期間(上記「3」の入力に連動)
	□ 前年3月~2月 □ 前年6月~5月 □ 前年9月~8月 □ 前年12月~11月
	②対象職員の給与総額(対象期間の1月当たりの平均)
	円(前回届出時
	※「対象職員の給与総額」については、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上すること。(ただし、役員報酬については除く。) また、看護補助者処遇改善事業補助金や本評価料による賃金引上げ分については、含めないこと。※ 新規届出時は前回届出時欄への記載は不要。
	(2) 外来・在宅ベースアップ評価料(I)等の算定回数・金額の見込み
	【算出の際に用いる「外来・在宅ベースアップ評価料(I)等の対象期間】(上記「3」の入力に連動)
	□ 前年12月~2月 □ 3月~5月 □ 6月~8月 □ 9月~11月
	【対象期間の1月当たりの平均回数(実績)】
	①初診料等の算定回数
	回 (前回届出時
	②再診料等の算定回数
	回 (前回届出時 回)

③訪問診療料(同一建物以	外)の算定回]数				
				(前回届出時		回)
④訪問診療料(同一建物)の)算定回数					
				(前回届出時		回)
⑤歯科初診料等の算定回数	Ż .					
				(前回届出時		<u> </u>
⑥歯科再診料等の算定回数	Į.			/ * □□!!!!		
⑦歯科訪問診療料(同一建	뉴니서 \			(前回届出時		回)
少断针动问衫掠科(问一连	例以外)贝身	上上巴奴		(前回届出時		回)
⑧歯科訪問診療料(同一建	物)の算定回		_ 🗀			
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			(前回届出時		回)
※ 算出対象期間の1月当た	りの平均の算り		_ 丘入)を記			
※ 自由診療の患者について	は、計上しない	N _o				
公費負担医療や労災保険	制度等、診療	報酬点数表に従って医療費か	算定され	れる患者については	、計上する。	
※ 新規届出時は前回届出時	欄への記載に	は不要。				
(合計]						
外来・在宅ベースアップ評価	i料(I)等の	算定回数見込み				
		0.0	回	(前回届出時	0.0	回)
外来・在宅ベースアップ評価	i料(I)等の	算定により算定される点数	数の見る	込み		
		0.0	点	(前回届出時	0.0	点)
(3) 外来・在宅ベースアップ	評価料(丁):	等により行われる給与のご	∀盖率			
	41 may 1 (=)	31 = 31 7 13 12 11 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3		(前回届出時)
			_			
(4) 【B】の値						
				(前回届出時)
(计 4	職員の給与総額×1分2厘 -	(H 並.:	たウベーフマップ 証	無坐(I) 15.7%	
		・来・在宅ベースアップ評価料(
[D]_		外来・在宅ベースアップ評価	i料(Ⅱ)	イの算定回数の見込	Ŀみ×8)
[B]=		+ 外来・在宅ベースアップ詞	平価料(]	Ⅱ)ロの算定回数の	見込み	
	+	歯科外来・在宅ベースアップ	平価料(Ⅱ)イの算定回数の	見込み×8	×10円
	+	歯科外来・在宅ベースアップ語	平価料(]	Ⅱ)ロの算定回数のり	見込み	
前回届け出た時点との比較						
可四曲で田だり派とり近代						
	口 対象	象職員の給与総額(6(2))	の変化	とは1割以内である	3 .	
前回届出時と比較して、	口 外羽	₹・在宅ベースアップ評価料(I)等によ	り算定される点数 <i>の</i>)見込み(6(3))の変化	とは1割以内である
	口 外羽	そ・在宅ベースアップ評価料(🏾)等の算	算定回数の見込み(6	6(3))の変化は1割以	内である。
	□【В]の値(6(5))の変化は1	割以内	である。		
	※ 上記全で	に該当する場合、区分変更は	不要。			

- 8 6により算出した【B】に基づき、該当する区分
 - (1) 算定が可能となる区分

算定不可

(2) 届出する区分(いずれかを選択)

0	届出無し				
0	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)1				
0	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)2				
0	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)3				
0	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)4				
0	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)5				
0	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)6				
0	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)7				
0	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)8				

算定不可

0	届出無し
0	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)1
0	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)2
0	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)3
0	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)4
0	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)5
0	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)6
0	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)7
0	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)8

【記載上の注意】

- 1「2」については、届出を行う評価料について☑を記載すること。 なお、いずれにも該当する保険医療機関にあっては、いずれも☑を記載すること。
- 2 「4」については、届出時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。 常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定 労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数(当該 常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする。
- 3 「5」の「社会保険診療等に係る収入金額」については、社会保険診療報酬のほか、労災保険制度等の収入が含まれる。
- 4 「6」(1)②「対象職員の給与総額」については、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上すること(ただし、役員報酬については除く。)。

また、看護補助者処遇改善事業補助金や本評価料による賃金引上げ分については、含めないこと。

- 5 「6」「①初診料等に係る算定回数」については、以下の合計算定回数を記載すること。
 - ・医科点数表区分番号(以下5~8において、単に「区分番号」という。)A000に掲げる初診料
 - ・区分番号B001-2に掲げる小児科外来診療料の1のイ若しくは2のイ
 - ・区分番号B001-2-11に掲げる小児かかりつけ診療料の1のイの(1)、1の口の(1)、2のイの(1)若しくは2の口の(1)
- 6「6」「②再診料等に係る算定回数」については、以下の合計算定回数を記載すること。
 - ・区分番号A001に掲げる再診料
 - ・区分番号A002に掲げる外来診療料
 - ・区分番号A400に掲げる短期滞在手術等基本料の1
 - ・区分番号B001-2に掲げる小児科外来診療料の1の口若しくは2の口
 - ・区分番号B001-2-7に掲げる外来リハビリテーション診療料
 - •区分番号B001-2-8に掲げる外来放射線照射診療料
 - ・区分番号B001-2-9に掲げる地域包括診療料
 - •区分番号B001-2-10に掲げる認知症地域包括診療料
 - ・区分番号B001-2-11に掲げる小児かかりつけ診療料の1のイの(2)、1の口の(2)、2のイの(2)若しくは2の口の(2)
 - ・区分番号B001-2-12に掲げる外来腫瘍化学療法診療料
- 7「6」「③訪問診療料(同一建物以外)に係る算定回数」については、以下の合計算定回数を記載すること。
 - ・区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料(I)の1のイ若しくは2のイ
 - ・区分番号C003に掲げる在宅がん医療総合診療料(訪問診療を行った場合に限る。)
- 8「6」「④訪問診療料(同一建物に係る算定回数)」については、以下の合計算定回数を記載すること。

- ・区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料(I)の1の口若しくは2の口
- ・区分番号C001-2に掲げる在宅患者訪問診療料(Ⅱ)
- 9 「6」「⑤歯科初診料等に係る算定回数」については、歯科点数表区分番号(以下9~12において、単に「区分番号」という。) A000に掲げる初診料の合計算定回数を記載すること。
- 10「6」「⑥歯科再診料等に係る算定回数」については、以下の合計算定回数を記載すること。
 - ・区分番号A002に掲げる再診料
 - ・区分番号B004-1-6に掲げる外来リハビリテーション診療料
 - ・区分番号B004-1-7に掲げる外来放射線照射診療料
 - ・区分番号B004-1-8に掲げる外来腫瘍化学療法診療料
- 11 「6」「⑦歯科訪問診療料(同一建物以外)に係る算定回数」については、区分番号C000の1に掲げる歯科訪問診療料の
 - 1 歯科訪問診療1(同一患家の患者について算定した場合を除く。)の合計算定回数を記載すること。
- 12「6」「⑧歯科訪問診療料(同一建物)に係る算定回数」については、以下の合計算定回数を記載すること。
 - ・区分番号C000の1に掲げる歯科訪問診療料の1 歯科訪問診療1(同一患家の患者について算定した場合。)
 - ・区分番号C000の2に掲げる歯科訪問診療料の2 歯科訪問診療2
 - ・区分番号C000の3に掲げる歯科訪問診療料の3 歯科訪問診療3
 - ・区分番号C000の4に掲げる歯科訪問診療料の4 歯科訪問診療4
 - ・区分番号C000の5に掲げる歯科訪問診療料の5 歯科訪問診療5
 - ・区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の注15
 - ・区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の注19